

<h1>名古屋市公報</h1>	令和 6年 9月11日	第269号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市長官邸行政DX推進部法制課長 発行人	

目	次	ページ
規 則		
○ 名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則の一部を改正する規則	(緑土・総務課)	(第82号) 4
告 示		
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第419号) 5
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第420号) 7
○ 開発行為の公共施設に関する工事の完了	(住都・開発指導課)	(第421号) 8
○ 農用地利用集積計画について	(緑土・都市農業課)	(第422号) 9
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第423号) 11
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時届出区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第424号) 12
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第425号) 13
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第426号) 14
○ 道路に関する告示	(緑土・道路利活用課)	(第427号) 15
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域の指定の解除及び形質変更時届出管理区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第428号) 18
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域及び形質変更時届出管理区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第429号) 20
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第430号) 24
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定	(財政・税制課)	(第431号) 25
○ 名古屋市議会定例会の招集について	(総務・総務課)	(第432号) 26

達

- 名古屋市公報発行事務取扱規程の一部を改正する規程
(総務・法制課) (第50号) 27
-

選挙管理委員会告示

- 各種直接請求等に必要な数について (第6号) 28
-

公 告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の
公告 (経済・地域商業課) 30
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の
公告 (経済・地域商業課) 32
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の
公告 (経済・地域商業課) 34
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の
公告 (経済・地域商業課) 36
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の
公告 (経済・地域商業課) 38
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の
公告 (経済・地域商業課) 40
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の
公告 (経済・地域商業課) 43
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の
公告 (経済・地域商業課) 45
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の
公告 (経済・地域商業課) 47
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の
公告 (経済・地域商業課) 49
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の
公告 (経済・地域商業課) 51
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の
公告 (経済・地域商業課) 53
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の
公告 (経済・地域商業課) 55
-

雑 報

- 職員の懲戒処分 (交通・人事課) 57
-

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則の一部を改正する規則（第82号）
 - 1 改正内容
今池駅自転車駐車場の移転に伴い、名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則（平成27年名古屋市規則第 101号）中別表を改正するものです。
 - 2 施行期日
令和 6年 9月27日から施行します。
-

達 の あ ら ま し

- 名古屋市公報発行事務取扱規程の一部を改正する規程（第50号）
 - 1 改正内容
 - (1) 市公報掲載資料の送付期限の変更等に伴い、規定の整備を行います。
（第 5条関係）
 - (2) その他規定の整理を行います。（第 2条関係）
 - 2 施行期日
令和 6年10月 1日から施行します。

名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月5日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第82号

名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則（平成27年名古屋市規則第101号）の一部を次のように改正する。

別表今池駅自転車駐車場の項中「名古屋市千種区今池五丁目204番」を「名古屋市千種区内山三丁目46番」に改める。

附 則

この規則は、令和6年9月27日から施行する。

名古屋市告示第 419号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 6年 9月 2日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

名古屋市西区新木町68番 1の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物

六価クロム化合物

シアン化合物

水銀及びその化合物

セレン及びその化合物

鉛及びその化合物

砒素^ひ及びその化合物

ふっ素及びその化合物

ほう素及びその化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物

六価クロム化合物

シアン化合物

水銀及びその化合物
セレン及びその化合物
鉛及びその化合物
砒^ひ素及びその化合物
ふっ素及びその化合物
ほう素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 420号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 6年 9月 2日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

名古屋市守山区瀬古東一丁目1607番の一部、1609番の一部、1610番の一部
及び1611番の一部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

砒^ひ素及びその化合物

3 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 421号

開発行為の公共施設に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為の公共施設に関する工事が完了しました。

令和 6年 9月 2日

名古屋市長 河 村 たかし

1 許可年月日及び許可番号

令和 5年12月12日 5指令住開指第94号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

名古屋市天白区高島一丁目1301番、1302番及び1305番

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

名古屋市中区丸の内二丁目12番 8号

株式会社菊和

代表取締役 菊池 祐

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 422号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4年法律第56号）附則第 5条第 1項及び同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「旧法」という。）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、旧法第19条の規定により公告します。

令和 6年 9月 2日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
中西 功
名古屋市中川区荒子二丁目 182番地の 1
- 2 利用権の設定を行う者の氏名及び住所
平野 秀樹
大府市朝日町 3丁目33番地 1 レイククラウド 505
- 3 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
名古屋市港区西福田五丁目 219番、畑、556.00平方メートル
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 使用貸借権
 - (2) 内容 畑として利用
 - (3) 存続期間 令和 6年10月 1日から令和 9年 9月30日まで
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況
 - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積
556.00平方メートル
 - (2) 農作業従事の状況
農業従事日数： 200日、農業従事者： 1人

(3) 農機具の保有状況

鋤： 1、スコップ： 1、鎌： 1、耕うん機： 1

名古屋市緑政土木局農政部都市農業課

名古屋市告示第 423号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 6年 9月 4日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

名古屋市北区名城一丁目 4番 1の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 424号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、令和元年名古屋市告示第 261号により指定した形質変更時要届出区域の一部を解除します。

令和 6年 9月 4日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定を解除する区域

名古屋市守山区喜多山二丁目 3番の一部、108番の一部、109番の一部、1301番 2の一部、1304番 3の一部、1401番 2の一部及び3901番の一部、茶臼前1801番の一部並びに小幡五丁目1434番の一部、1436番 2の一部及び1437番 2の一部

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物（土壤溶出量基準）

3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 425号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 6年 9月 4日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

名古屋市西区浮野町97番93の一部及び97番94の一部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 426号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 6年 9月 4日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

名古屋市瑞穂区二野町 605番の一部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 427 号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、令和 6 年 9 月 4 日から供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供します。

令和 6 年 9 月 4 日

名古屋市長 河 村 たかし

1 道路の区域変更及び供用開始

道路の種類	整理符号	路線名	道路の区域			摘要	
			区 間	変更の前後別	延長 キロメートル		幅員 メートル
市道	A	東西佐渡線	名古屋市北区上飯田北町 1 丁目 81 番の 1 地先から	前	0.027	5.27	第 1 図 附 図
			名古屋市北区上飯田北町 1 丁目 80 番地先まで	後	0.027	5.83 ～ 6.48	

2 道路の供用開始

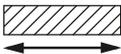
道路の種類	整理番号	路線名	区 間	摘要
市道	1	葵三丁目第 1 号線	名古屋市東区葵三丁目 2007 番地先から 名古屋市東区葵三丁目 2007 番地先まで	第 2 図 附 図

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

第1附図



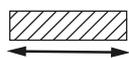
凡例

 区域変更により道路の区域とし供用開始する部分

第2附図



凡例



道路の供用を開始する部分

名古屋市告示第 428号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域の指定の解除及び形質変更時届出管理区域の指定について

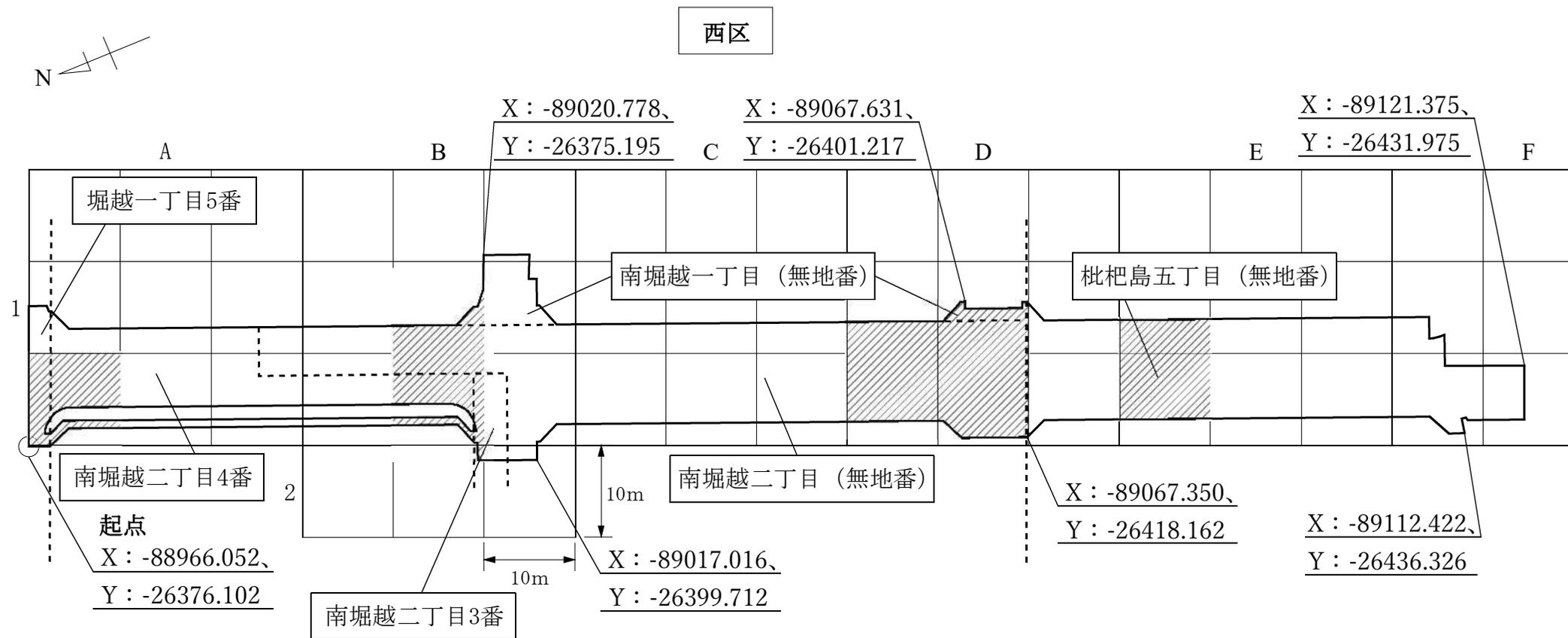
市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 4第 2項の規定に基づき、令和 6年名古屋市告示第 124号により指定した拡散防止管理区域の一部を解除し、同条例第58条の 8第 1項の規定に基づき、形質変更時届出管理区域に指定します。

令和 6年 9月 4日

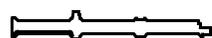
名古屋市長 河 村 たかし

- 1 拡散防止管理区域の指定を解除し形質変更時届出管理区域に指定する区域
名古屋市西区堀越一丁目 5番の一部、南堀越一丁目 410番地先、 412番 2
地先及び 607番地先、南堀越二丁目 3番の一部、 4番の一部及び16番地先
並びに枇杷島五丁目2916番地先及び3018番地先（詳細は別紙のとおり）
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素^ひ及びその化合物
- 3 当該拡散防止管理区域において講じられた汚染の拡散の防止等の措置
なし（土壤の追完調査が実施され、市民の健康と安全を確保する環境の保
全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第 117号）第53条の 7第
1号イに該当することが判明したため、指定替えするもの）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



凡例



：調査対象地

-----：筆の境界



：拡散防止管理区域の指定を解除し形質変更時届出管理区域に指定する区域
(砒素及びその化合物 (土壤溶出量基準不適合))

単位区画凡例

地点名: A1-1

	A		
	1	2	3
1	4	5	6
	7	8	9

名古屋市告示第 429号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域及び形質変更時届出管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 4第 2項の規定に基づき、令和 6年名古屋市告示第 124号により指定した拡散防止管理区域の一部を解除します。

また、同条例第58条の 8第 2項の規定に基づき、同告示により指定した形質変更時届出管理区域の一部を解除します。

令和 6年 9月 4日

名古屋市長 河 村 たかし

1 拡散防止管理区域について

(1) 指定を解除する区域

名古屋市西区堀越一丁目 5番の一部、南堀越一丁目 412番 2地先及び 607番地先、南堀越二丁目 3番の一部、 4番の一部及び 115番地先並びに枇杷島五丁目2916番地先、3001番地先及び3018番地先（詳細は別紙 1 のとおり）

(2) 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

砒素及びその化合物（土壤溶出量基準）

(3) 当該拡散防止管理区域において講じられた汚染の拡散の防止等の措置

なし（土壤の追完調査が実施され、土壤溶出量基準に適合していることが確認されたため、指定を解除するもの）

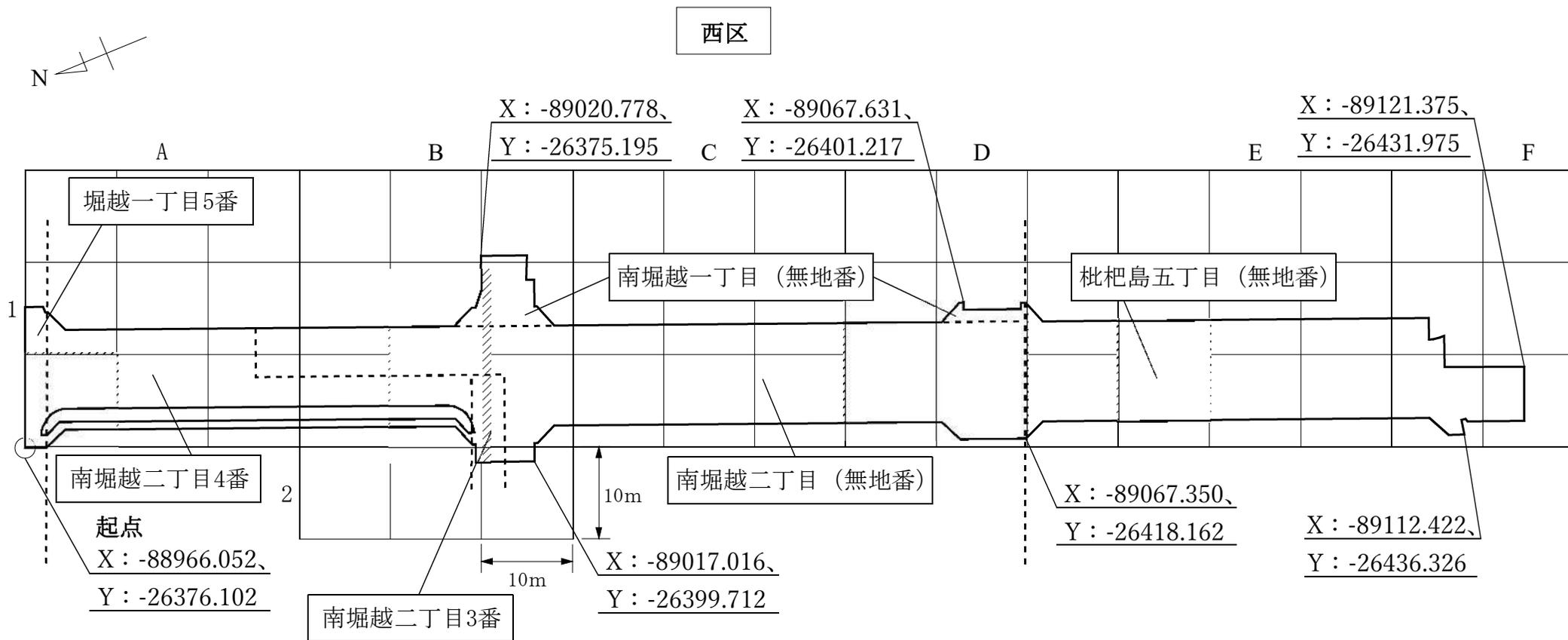
2 形質変更時届出管理区域について

(1) 指定を解除する区域

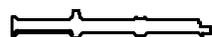
名古屋市西区堀越一丁目 5番の一部、南堀越一丁目 410番地先、 412番
2地先及び 607番地先、南堀越二丁目 3番の一部、 4番の一部、16番地
先及び 115番地先並びに枇杷島五丁目2916番地先、3001番地先及び3018
番地先（詳細は別紙 2のとおり）

- (2) 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
砒素^ひ及びその化合物（土壌含有量基準）
- (3) 当該形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置
なし（土壌の追完調査が実施され、土壌含有量基準に適合していること
が確認されたため、指定を解除するもの）

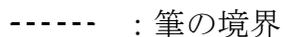
名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



凡例



: 調査対象地



: 筆の境界

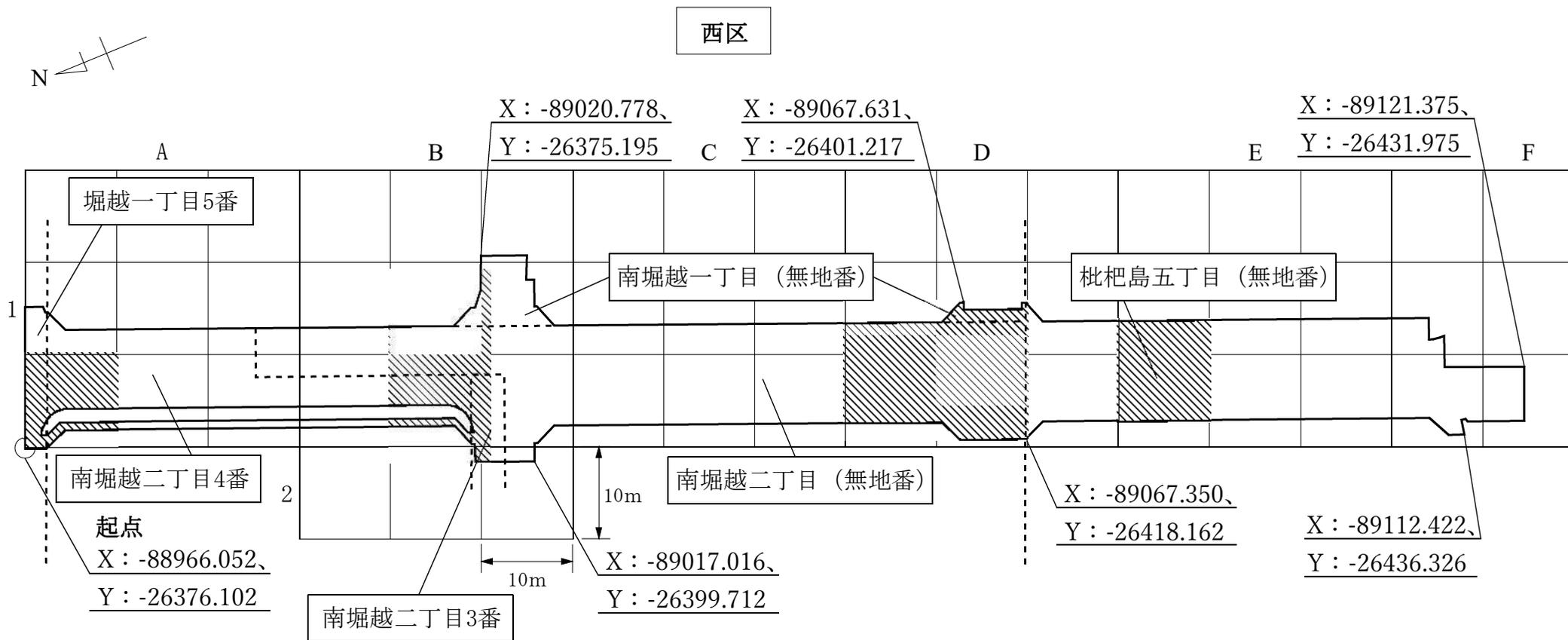


: 拡散防止管理区域を解除する区域 (砒素及びその化合物 (土壌溶出量基準不適合))

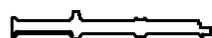
単位区画凡例

地点名: A1-1

	A		
	1	2	3
1	4	5	6
	7	8	9



凡例



：調査対象地



：形質変更時届出管理区域を解除する区域（砒素及びその化合物（土壌含有量基準不適合））

-----：筆の境界

単位区画凡例

地点名：A1-1

	A		
	1	2	3
1	4	5	6
	7	8	9

名古屋市告示第 430号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 6年 9月 4日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

名古屋市南区滝春町 1番の一部、 1番81の一部及び 1番82の一部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

^ひ砒素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 431 号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

令和6年9月5日

名古屋市長 河 村 たかし

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の所在地	備 考
社会福祉法人こひつじ会	名古屋市中区千代田五丁目15番2号	令和6年1月1日以後に個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 432 号

名古屋市議会定例会の招集について

令和 6 年 9 月 13 日 午前 11 時に、名古屋市議会定例会を招集します。

令和 6 年 9 月 6 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市総務局総務課

名古屋市達第50号

庁 中 一 般
区 役 所
各 公 所

名古屋市公報発行事務取扱規程（昭和27年名古屋市達第18号）の一部を次のように改正する。

令和 6年 9月 2日

名古屋市長 河 村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
(発行所及び発行人) 第 2条 市公報は、名古屋市において発行し、 <u>編集並びに</u> 発行人は総務局行政DX推進部法制課長（以下「法制課長」という。）とする。	(発行所及び発行人) 第 2条 市公報は、名古屋市において発行し、 <u>編集人及び</u> 発行人は総務局行政DX推進部法制課長（以下「法制課長」という。）とする。
(掲載資料の送付) 第 5条 市公報に掲載を依頼する課の長は、市公報掲載資料を、 <u>発行の日の属する週の前週の金曜日までに</u> 法制課長に送付しなければならない。	(掲載資料の送付) 第 5条 市公報に掲載を依頼する課の長は、市公報掲載資料を、法制課長に送付しなければならない。 <u>2 市公報掲載資料の送付期限及び送付方法については、別に定める。</u>

附 則

- 1 この達は、令和 6年10月 1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この達による改正後の名古屋市公報発行事務取扱規程第 5条の規定は、施行日以後に発行する名古屋市公報の掲載資料について適用する。

名古屋市選挙管理委員会告示第6号

各種直接請求等に必要な数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種の直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求をするのに必要な数は次のとおりである。

令和6年9月3日

名古屋市選挙管理委員会委員長 渡辺義郎

- 1 地方自治法第74条第1項（条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求）、同法第75条第1項（市の事務並びに市長及び教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会その他法令又は条例に基づく委員会又は委員の権限に属する事務の執行に関する監査の請求）及び市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項（合併協議会設置の請求）に規定する数

37,831 人

- 2 地方自治法第76条第1項（市の議会の解散の請求）、同法第81条第1項（市長の解職の請求）及び同法第86条第1項（副市長、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（市の教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）に規定する数

336,440 人

- 3 地方自治法第80条第1項（市の議会の議員の解職の請求）及び同法第86条

第1項（区の選挙管理委員の解職の請求）に規定する数

区名	規定する数	区名	規定する数
千種区	43,894人	熱田区	18,412人
東区	23,024人	中川区	59,626人
北区	45,105人	港区	37,929人
西区	41,323人	南区	36,450人
中村区	38,280人	守山区	47,408人
中区	26,974人	緑区	66,925人
昭和区	28,804人	名東区	43,310人
瑞穂区	29,821人	天白区	43,226人

- 4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び同法第5条第15項に規定する数

315,254人

名古屋市選挙管理委員会事務局

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和6年9月5日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ千代田橋店

名古屋市千種区千代田橋二丁目1番1号

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ユニー株式会社 代表取締役 関口 憲司 愛知県稲沢市天池五反田町1番地	ユニー株式会社 代表取締役 榊原 健 愛知県稲沢市天池五反田町1番地

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ユニー株式会社 代表取締役 関口 憲司 愛知県稲沢市天池五反田町1番地 ほか35者	ユニー株式会社 代表取締役 榊原 健 愛知県稲沢市天池五反田町1番地 ほか32者

3 変更の日

- (1) 設置者の代表者については、令和5年10月31日
(2) 小売業者については、令和5年10月31日 ほか

4 変更した理由

- (1) 設置者については、代表者変更のため
- (2) 小売業者については、代表者変更のため ほか

5 届出の日

令和 6年 7月 1日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 9月 5日から令和 7年 1月 6日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 7年 1月 6日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和6年9月5日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ鳴海店

名古屋市緑区鳴海町字伝治山 3番 1 ほか 1筆

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ユニー株式会社 代表取締役 関口 憲司 愛知県稲沢市天池五反田町 1番地	ユニー株式会社 代表取締役 榊原 健 愛知県稲沢市天池五反田町 1番地

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ユニー株式会社 代表取締役 関口 憲司 愛知県稲沢市天池五反田町 1番地 ほか22者	ユニー株式会社 代表取締役 榊原 健 愛知県稲沢市天池五反田町 1番地 ほか15者

3 変更の日

- (1) 設置者の代表者については、令和5年10月31日
(2) 小売業者については、令和5年10月31日 ほか

4 変更した理由

- (1) 設置者については、代表者変更のため
- (2) 小売業者については、代表者変更のため ほか

5 届出の日

令和 6年 7月 1日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 9月 5日から令和 7年 1月 6日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 7年 1月 6日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和6年9月5日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ緑店

名古屋市緑区徳重二丁目 201番地

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ユニー株式会社 代表取締役 関口 憲司 愛知県稲沢市天池五反田町 1番地	ユニー株式会社 代表取締役 榊原 健 愛知県稲沢市天池五反田町 1番地

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ユニー株式会社 代表取締役 関口 憲司 愛知県稲沢市天池五反田町 1番地 ほか17者	ユニー株式会社 代表取締役 榊原 健 愛知県稲沢市天池五反田町 1番地 ほか15者

3 変更の日

- (1) 設置者の代表者については、令和5年10月31日
(2) 小売業者については、令和5年10月31日 ほか

4 変更した理由

- (1) 設置者については、代表者変更のため
- (2) 小売業者については、代表者変更のため ほか

5 届出の日

令和 6年 7月 1日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 9月 5日から令和 7年 1月 6日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 7年 1月 6日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和6年9月5日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ港店

名古屋市港区当知二丁目1501番地

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ユニー株式会社 代表取締役 関口 憲司 愛知県稲沢市天池五反田町 1番地	ユニー株式会社 代表取締役 榊原 健 愛知県稲沢市天池五反田町 1番地

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ユニー株式会社 代表取締役 関口 憲司 愛知県稲沢市天池五反田町 1番地 ほか26者	ユニー株式会社 代表取締役 榊原 健 愛知県稲沢市天池五反田町 1番地 ほか28者

3 変更の日

- (1) 設置者の代表者については、令和5年10月31日
(2) 小売業者については、令和5年10月31日 ほか

4 変更した理由

- (1) 設置者については、代表者変更のため
- (2) 小売業者については、代表者変更のため ほか

5 届出の日

令和 6年 7月 1日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 9月 5日から令和 7年 1月 6日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 7年 1月 6日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和6年9月5日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

食の殿堂 ユーストア萱場店

名古屋市千種区萱場二丁目1604番地 ほか7筆

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ユニー株式会社 代表取締役 関口 憲司 愛知県稲沢市天池五反田町1番地	ユニー株式会社 代表取締役 榊原 健 愛知県稲沢市天池五反田町1番地

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ユニー株式会社 代表取締役 関口 憲司 愛知県稲沢市天池五反田町1番地	ユニー株式会社 代表取締役 榊原 健 愛知県稲沢市天池五反田町1番地

3 変更の日

令和5年10月31日

4 変更した理由

代表者変更のため

5 届出の日

令和 6年 7月 1日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 9月 5日から令和 7年 1月 6日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 7年 1月 6日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和6年9月5日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヒルズウォーク徳重ガーデンズ

名古屋市緑区元徳重一丁目 527番 ほか26筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
ヒルズウォーク徳重	ヒルズウォーク徳重ガーデンズ

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ユニー株式会社 代表取締役 関口 憲司 愛知県稲沢市天池五反田町 1番地	ユニー株式会社 代表取締役 榊原 健 愛知県稲沢市天池五反田町 1番地

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ユニー株式会社 代表取締役 関口 憲司 愛知県稲沢市天池五反田町 1番地 ほか54者	ユニー株式会社 代表取締役 榊原 健 愛知県稲沢市天池五反田町 1番地 ほか52者

3 変更の日

- (1) 店舗の名称については、平成22年11月 6日
- (2) 設置者については、令和 5年10月31日
- (3) 小売業者については、令和 5年10月31日 ほか

4 変更した理由

- (1) 店舗の名称については、店舗名称の変更のため
- (2) 設置者については、代表者変更のため
- (3) 小売業者については、代表者変更のため ほか

5 届出の日

令和 6年 7月 1日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 9月 5日から令和 7年 1月 6日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 7年 1月 6日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和6年9月5日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

PIAGOパワー守山店

名古屋市守山区東山町1203番地 ほか 5筆

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ユニー株式会社 代表取締役 関口 憲司 愛知県稲沢市天池五反田町 1番地	ユニー株式会社 代表取締役 榊原 健 愛知県稲沢市天池五反田町 1番地

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ユニー株式会社 代表取締役 関口 憲司 愛知県稲沢市天池五反田町 1番地 ほか 2者	ユニー株式会社 代表取締役 榊原 健 愛知県稲沢市天池五反田町 1番地 ほか 1者

3 変更の日

- (1) 設置者の代表者については、令和5年10月31日
(2) 小売業者については、令和5年10月31日 ほか

4 変更した理由

- (1) 設置者については、代表者変更のため
- (2) 小売業者については、代表者変更のため ほか

5 届出の日

令和 6年 7月 1日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 9月 5日から令和 7年 1月 6日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 7年 1月 6日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和6年9月5日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアゴ味鋳店

名古屋市北区楠三丁目 606番地 ほか 2筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市北区楠三丁目 606番地 外	名古屋市北区楠三丁目 606番地 ほか 2筆

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ユニー株式会社 代表取締役 佐古 則男 愛知県稲沢市天池五反田町 1番地	ユニー株式会社 代表取締役 榊原 健 愛知県稲沢市天池五反田町 1番地

3 変更の日

(1) 所在地については、令和6年8月13日

(2) 小売業者については、令和5年10月31日

4 変更した理由

- (1) 所在地については、誤記修正のため
- (2) 小売業者については、代表者変更のため

5 届出の日

令和 6年 8月13日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 9月 5日から令和 7年 1月 6日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 7年 1月 6日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和6年9月5日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアゴ植田店

名古屋市天白区元植田一丁目 302番地 ほか25筆

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ユニー株式会社 代表取締役 関口 憲司 愛知県稲沢市天池五反田町 1番地	ユニー株式会社 代表取締役 榊原 健 愛知県稲沢市天池五反田町 1番地

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ユニー株式会社 代表取締役 関口 憲司 愛知県稲沢市天池五反田町 1番地 ほか 9者	ユニー株式会社 代表取締役 榊原 健 愛知県稲沢市天池五反田町 1番地 ほか 9者

3 変更の日

- (1) 設置者の代表者については、令和5年10月31日
(2) 小売業者については、令和5年10月31日 ほか

4 変更した理由

- (1) 設置者については、代表者変更のため
- (2) 小売業者については、代表者変更のため ほか

5 届出の日

令和 6年 7月 1日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 9月 5日から令和 7年 1月 6日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 7年 1月 6日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和6年9月5日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアゴ清水山店

名古屋市緑区清水山一丁目 501番地 ほか 6筆

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ユニー株式会社 代表取締役 関口 憲司 愛知県稲沢市天池五反田町 1番地	ユニー株式会社 代表取締役 榊原 健 愛知県稲沢市天池五反田町 1番地

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ユニー株式会社 代表取締役 関口 憲司 愛知県稲沢市天池五反田町 1番地 ほか 2者	ユニー株式会社 代表取締役 榊原 健 愛知県稲沢市天池五反田町 1番地 ほか 3者

3 変更の日

- (1) 設置者の代表者については、令和5年10月31日
(2) 小売業者については、令和5年10月31日 ほか

4 変更した理由

- (1) 設置者については、代表者変更のため
- (2) 小売業者については、代表者変更のため ほか

5 届出の日

令和 6年 7月 1日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 9月 5日から令和 7年 1月 6日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 7年 1月 6日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和6年9月5日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアゴ中村店

名古屋市中村区大門町27番地 ほか10筆

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ユニー株式会社 代表取締役 関口 憲司 愛知県稲沢市天池五反田町 1番地	ユニー株式会社 代表取締役 榊原 健 愛知県稲沢市天池五反田町 1番地

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ユニー株式会社 代表取締役 関口 憲司 愛知県稲沢市天池五反田町 1番地 ほか 5者	ユニー株式会社 代表取締役 榊原 健 愛知県稲沢市天池五反田町 1番地 ほか 6者

3 変更の日

- (1) 設置者の代表者については、令和5年10月31日
(2) 小売業者については、令和5年10月31日 ほか

4 変更した理由

- (1) 設置者については、代表者変更のため
- (2) 小売業者については、代表者変更のため ほか

5 届出の日

令和 6年 7月 1日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 9月 5日から令和 7年 1月 6日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 7年 1月 6日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和6年9月5日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアゴ西城店

名古屋市守山区村合町 175番地 ほか15筆

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ユニー株式会社 代表取締役 関口 憲司 愛知県稲沢市天池五反田町 1番地	ユニー株式会社 代表取締役 榊原 健 愛知県稲沢市天池五反田町 1番地

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ユニー株式会社 代表取締役 関口 憲司 愛知県稲沢市天池五反田町 1番地 ほか 2者	ユニー株式会社 代表取締役 榊原 健 愛知県稲沢市天池五反田町 1番地 ほか 2者

3 変更の日

令和5年10月31日

4 変更した理由

代表者変更のため

5 届出の日

令和 6年 7月 1日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 9月 5日から令和 7年 1月 6日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 7年 1月 6日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和6年9月5日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアゴ平針店

名古屋市天白区平針二丁目1201番地 ほか 8筆

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ユニー株式会社 代表取締役 関口 憲司 愛知県稲沢市天池五反田町 1番地 ほか 2者	ユニー株式会社 代表取締役 榊原 健 愛知県稲沢市天池五反田町 1番地 ほか 2者

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ユニー株式会社 代表取締役 関口 憲司 愛知県稲沢市天池五反田町 1番地 ほか 4者	ユニー株式会社 代表取締役 榊原 健 愛知県稲沢市天池五反田町 1番地 ほか 8者

3 変更の日

- (1) 設置者の代表者については、令和5年10月31日

(2) 小売業者については、令和 5年10月31日 ほか

4 変更した理由

(1) 設置者については、代表者変更のため

(2) 小売業者については、代表者変更のため ほか

5 届出の日

令和 6年 7月 1日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 9月 5日から令和 7年 1月 6日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 7年 1月 6日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の規定により、次の者を令和 6年 9月 3日懲戒処分に付した。

令和 6年 9月 3日

名古屋市交通局長 折 戸 秀 郷

所属及び補職名	処分の内容	処 分 理 由
交通局自動車運輸主事	停職 4月	地方公務員法第29条第 1項第 1号、第 2号及び第 3号
交通局自動車運輸主事	停職 4月	地方公務員法第29条第 1項第 1号、第 2号及び第 3号